

電気設備工事積算要領

令和2年5月

横浜市建築局公共建築部

目 次

第1 共通事項

1	目的	1
2	工事費の種別及び区分	1
3	工事費の構成	1
	表-1 共通仮設費	2
	表-1-1 電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容	2
	表-2 現場管理費	3
	表-3 一般管理費	4
4	消費税等	4
5	設計変更における工事費	4
6	工事の種別	5
7	改修工事の取扱い	5
8	工事量が僅少等の取扱い	7
9	時間外及び深夜の労務についての労務単価	7
10	現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い	8
11	積算のための参考出版物	8

第2 単価等

1	単価	11
2	資材単価	12
3	機械器具費	12
4	仮設材費	12
5	運搬費及び搬入費等	12
6	試験調整費等	12
7	立会検査費	13
8	材料支給の取扱い	13
9	公共料金の取扱い	13
10	撤去及び処分	13
11	単価及び価格に関する数値の取扱い	14
12	電気設備工事【新営工事】 歩掛りに関する補足説明	15
13	電気設備工事【改修工事】 歩掛りに関する補足説明	18
14	見積りの徴収	19
15	単価の別途設定	20
	(様式1) 見積依頼書	21
	(様式2) 工事積算に関わる見積徴収について	22
	(様式3) 見積依頼先リスト	23

第3	共通費	
1	一般事項	23
2	契約変更における共通費の算定	26
3	共通仮設費の算定	26
4	現場管理費の算定	28
5	一般管理費等の算定	30
	表 一般管理費等率補正係数	30
	表 契約保証費率	30
	別表1 共通仮設費率	31
	別表2 現場管理費率	32
	別表3 一般管理費等率	33
第4	工事の一時中止	
1	工事の一時中止に伴う増加費用	34
第5	別途算定資料等	
1	電気設備工事の単価の算出	34
2	その他の率	34
	表5 その他の率	35
第6	昇降機設備工事	
1	新営工事	36
2	改修工事	36
3	撤去工事	36
第7	公共建築設備数量積算基準（29年改定）について	37

第1 共通事項

1 目的

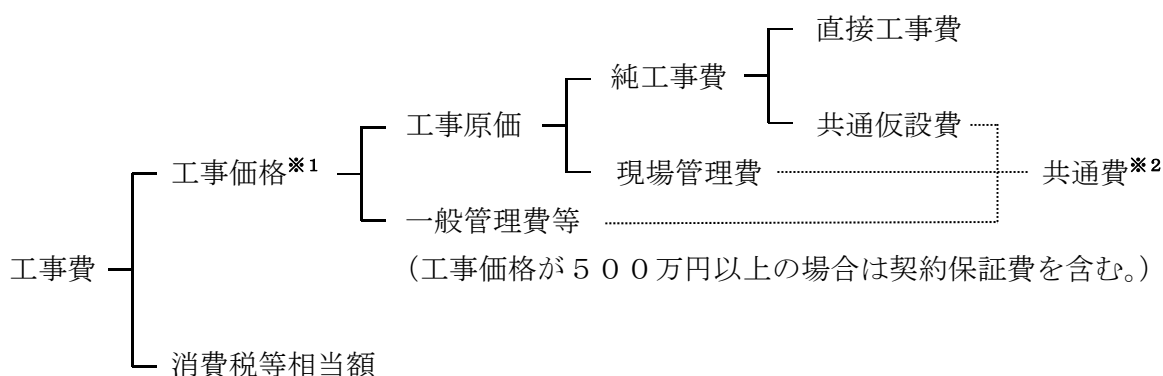
この積算要領は、横浜市建築局の発注する電気設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって適正な工事費の積算に資することを目的とする。

2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

3 工事費の構成

(1) 構成



※1 工事価格＝直接工事費＋共通費

※2 共通費＝共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

(2) 直接工事費

工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して積算する。

ア 算定の方法

算定の方法は、次の(ア)から(ウ)による。

(ア) 材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。

(イ) 単位施工あたりに必要な材料費、労務費及び機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

(ウ) (ア)又は(イ)によりがたい場合は、施工に必要となるすべての費用を「一式」として算定する。

イ 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

ウ 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

(3) 共通費の算定

共通費は、次の各項について算定するものとし、各項ごとに一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電気、水道等の各種負担金は含まないものとする。

ア 共通仮設費（表－１参照）

各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

共通仮設費率に含まれる内容は、表－１－１によるものとする。

イ 現場管理費（表－２参照）

工事施工に当たり、工事を管理するために必要な経費で、共通仮設費以外の経費とする。

ウ 一般管理費等（表－３参照）

工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等^{*1}からなる。

※１ 法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く。）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く。）

内部留保金

支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－１－１ 電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 消費税等

(1) 消費税等相当額

消費税等相当額を含まない価格で積算した工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じたものを消費税等相当額とする。（端数処理はしない。）

(2) 積算に使用する資材単価

積算に使用する資材単価は、消費税等相当額抜きの単価とする。市場価格、見積価格等に消費税等相当額が含まれているときは、 $100 / (100 + \text{消費税率}\%)$ を当該単価に乗じて、消費税等相当額抜きの単価にする。

(3) その他

「建設機械等損料表」（日本建設機械化協会）に掲げる損料は、消費税等相当額を含まない損料として扱う。

5 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に関わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

6 工事の種別

(1) 一般工事

通常の建築本体工事であり、この内の電気設備工事を指す。

(2) その他工事

通常の建築本体工事に含まれない工事等で以下のものを指す。

ア 電波障害防除設備工事（個別アンテナ設置方式を除く。）

イ その他専門的な工事の割合が高い工事

(3) 下請け工事

電気設備工事が小規模の場合、電気設備工事を建築工事や機械設備工事に含めることができる。逆に小規模な建築工事や機械設備工事を電気設備工事に含めることもできる。このような工事を下請け工事と呼ぶ。

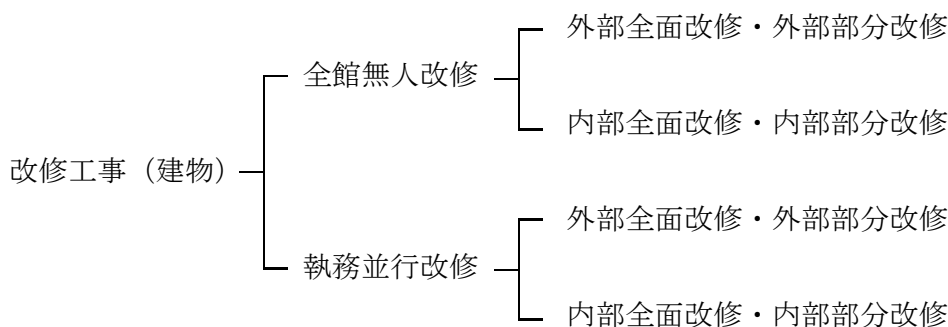
7 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類（執務者の有無による。）

改修工事は、建築物等の模様替え及び修繕をいい、執務状態、部位及び方法等により、分類できる。

なお、新営工事とは建築物等の新築、改築及び増築工事をいう。

ア 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



イ 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

(ア) 全館無人改修

仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

(イ) 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事（1フロアごとに無人状態で施工が可能な改修工事の場合であっても、上

下階で施工の影響がある。)も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

ウ 部位及び方法の区分

改修工事は、執務状態の区分による二つの区分を次のとおりにさらに細かく区分することができる。

(ア) 外部全面改修

建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

(イ) 外部部分改修

建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

(ウ) 内部全面改修

建物の内部全面を改修する場合をいう。

(エ) 内部部分改修

部分単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去及び新設又は設備改修等による取り合いの周辺部分の改修をいう。

エ 分類上の留意事項

建物内の一部でも執務者が利用している状態で行う改修は執務並行改修として扱う。ただし、利用部分の割合が極めて小さく、改修工事による影響も受けない場合は全館無人改修とする。また、同一工事で複数棟の改修を行う場合は、棟ごとに分類し積算する。

オ 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

カ 改修工事の積算に用いる単価の種類

(ア) 標準単価（基準単価）

単価基準及び標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）のほか、参考歩掛りによる複合単価

(イ) 改修割増単価（基準補正単価）

建物に執務者がいる状態で行う改修工事（執務並行改修）の積算に用いる単価

- a 電気設備工事においては、標準歩掛りによる複合単価は労務の単位施工当たりが必要とされる数量(以下「所要量」という。)の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価の補正率は「公共建築工事積算基準等資料 令和2年改定」(国土交通省大臣官房官庁営繕部) (以下「基準等資料」という。)表E-1を標準とする。

- b 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

キ 改修工事の積算における単価の適用

全館無人改修の場合は標準単価とし、執務並行改修の場合は標準単価又は改修割増単価を適用する。なお、執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分は次表による。

執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工 種	執 務 並 行 改 修	備 考
		凡 例 －：標準単価 ○：改修割増単価
配管工事	○	
配線工事	○	
接地工事(屋内)	○	
接地工事(屋外)	－	
塗装工事	○	
機器搬入	○	
電灯設備	○	
動力設備	○	
雷保護設備	○	
受変電設備	○	
電力貯蔵設備	○	
架空線路	－	
地中線路	－	
構内交換設備	○	
情報表示・拡声設備	○	
誘導支援設備	○	
テレビ共同受信設備	○	
監視カメラ設備	○	
火災報知設備	○	
撤去（再使用する）	－	
撤去（再使用しない）	－	
再取付け	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	

注) 屋外、共同溝等においては原則として改修割増単価を適用しない。

ク 改修工事の積算に当たっての留意事項

改修工事の積算に当たっては、実状又は施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にすることは、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は次のとおり。

- (ア) 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- (イ) 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を状況に応じて適切に計上する。
- (ウ) 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施

工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。

- (エ) 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合又は運搬車の規格が通常とは異なる等の場合は、現場状況に応じて適切に計上する。

8 工事が僅少等の取扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機器損料等の費用を実情に応じて算定する。

9 時間外、深夜及び休日の労務についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を次式により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増しすべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表」（農林水産省・国土交通省）の「(別表－1) 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

例) 割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算

ア 時間外

- (ア) 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数1.25の場合の値）} \times 2 \text{時間}$$

- (イ) 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\begin{aligned} \text{労務費（総額）} &= \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数1.25の場合の値）} \times 4 \text{時間} \\ &+ \text{単価} \times K \text{（割増係数0.25の場合の値）} \times 2 \text{時間} \end{aligned}$$

イ 深夜

所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数0.25の場合の値）} \times 3 \text{時間}$$

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは(2)による。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

10 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

- (1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全带（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月額区分の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、次表「墜落制止用器具費の算定区分表」による。
- (2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費として別紙明細として計上する。
- (3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
- (4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。
（算定方法）

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（次表）

表 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料（差額分） ※	月数区分					
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え
電気設備工事	新営工事	3,600円/月	6	12	18	24	30	36
	改修工事	2,400円/月	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)
昇降機設備工事		1,200円/月	6（か月）					

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（下表）

表 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	電気設備工事	昇降機設備工事
新営工事	6人目/日	2人目/日
改修工事	4人目/日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落防止用器具（フルハーネス型）をつける想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）

600円/人・月＝（墜落防止用器具費（フルハーネス型）－現行の安全带（腰ベルト型）－助成金）／36か月（耐用年数）

11 積算のための参考出版物

- (1) 「公共建築工事積算基準」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】【発行】(一財)建築コスト管理システム研究所
【発売】(株)大成出版社
- (2) 「公共建築工事積算基準の解説〔設備工事編〕」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】【発行】(一財)建築コスト管理システム研究所
【発売】(株)大成出版社
- (3) 「公共建築工事内訳書標準書式〔設備工事編〕・同解説」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】【発行】(一財)建築コスト管理システム研究所
【発売】(株)大成出版社
- (4) 「建築工事見積標準書式集〔設備工事編〕」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】【発行】(一財)建築コスト管理システム研究所
【発売】(株)大成出版社
- (5) 「建築設備計画基準」
【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
【編集】(一社)公共建築協会
【発行】(一財)全国建設研修センター
- (6) 「建築設備工事の積算」
【編集】経済調査会積算研究会
【発行】(一財)経済調査会
- (7) 電気設備工事積算実務マニュアル」
【発行】(株)全日出版社
- (8) 「建築コスト情報」
【発行】(一財)建設物価調査会
- (9) 「建築施工単価」
【発行】(一財)経済調査会
- (10) 「建設物価」
【発行】(一財)建設物価調査会
- (11) 「積算資料」
【発行】(一財)経済調査会
- (12) 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」
【監修】国土交通省大臣官房技術調査課
【発行】(一財)建設物価調査会

第2 単価等

1 単価

単価は原則として営繕積算システム（以下「R I B C 2」という。）で供給される標準単価（複合単価、市場単価及び合成単価）及び改修割増単価（割増複合単価、割増市場単価及び合成単価）を用いる。

(1) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と所要量から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

ア 材料単価

単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の安値を採用する。

イ 市場単価

建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の安値を採用する。市場単価は毎年、段階的に積み上げによる複合単価から移行するため、移行した市場単価を利用する。また、市場単価項目については、刊行物を参照すること。

市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

補正市場単価の補正方法は、次式によることとし、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りにについては、基準等資料の附表補正市場単価算出方法を参照すること。

補正市場単価 A' = 市場単価 A × 算定式*

算定式 = $a' \div a$

a' = 補正市場単価 A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価 A の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

※ 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

ウ 労務単価

労務単価は、公共事業労務費調査に基づく、横浜市道路局のホームページに掲載されている「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。割増等は 第1 10 を参照すること。

エ 複合単価の選択

R I B C 2 の複合単価は、国土交通省が定めた歩掛りによるものと、横浜市建築局独自の歩掛りによるものがある。両者に類似の複合単価がある場合は、できるだけ国土交通省が定めた歩掛りによる複合単価を採用する。いくつかの複合単価を合成して作成される単価は「合成単価」という。

単価の算定に用いる国土交通省が定めた歩掛りは、単価基準第1編3で規定される標準歩掛りのほかに「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

オ その他の率

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担を言う。

歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

2 資材単価

R I B C 2に単価がない場合は次による。(優先順)

- (1) 同種の資材単価が他工事で確認され、変動がないと認められる場合の単価(工事担当課で定める単価)
- (2) 積算時における最新の建設物価及び積算資料の安値を採用する。
- (3) 原則として複数社のカタログより単価を決める。
- (4) 特別注文品は、見積りより単価を決める。

3 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付建設省機発第44号)による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

4 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

5 運搬費及び搬入費等

- (1) 一般材料及び機器類の運搬費は価格の中に含まれるが、仮設材料機械器具については、必要に応じ往復を計上する。その往復に要する費用及び細目を設け、「建設機械等損料算定表」(社団法人 日本建設機械化協会 編集)に準じて計上する。
- (2) 残土運搬処分費等は、「建築工事積算マニュアル」により積算する。
- (3) 重量物又は大容積の機器等を指定階の指定場所まで運び入れ、基礎上に荒組立てする費用については、「機械設備工事積算要領」により積算する。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定めるものを除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。ただし、設計図書により一般に想定される小運搬以外の指示をした場合は、別途費用を検討する。

6 試験調整費等

所要の設備運転機能を確保するため行う機器調整及び各種検査のため行う試験に直接必要とする費用であり、特別高圧受変電設備工事、発電設備工事、中央監視制御設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事及び主要機器の取外し再取付けを行う場合で、施工後に全体的なシステム調整を要するものは、別途総合試験調整費を計上する。また、構内情報配線システムの伝送品質測定は、原則として新築、増築、改築及び改修工事について計上する。それ以外の設備については、それぞれの複合単価に含まれているものとして計上しない。

7 立会検査費

火災報知設備及び非常放送設備に立会検査費を計上する。ただし、次の事項に注意する。

- (1) 工事を数件合併入札又は随意契約する場合は、主工事（設計金額の大きいもの）のみ計上する。
- (2) 同一敷地内で数社に発注する場合は、工事ごとに計上する。
- (3) 建築確認申請完了検査における検査費は別途計上する。
- (4) 追加工事については、完成時期が当初工事と同時期の時は計上せず、時期が異なる時は計上する。
- (5) 防災用連動制御盤は、P型1級受信機に準ずる。
- (6) 完成時の消防署等の立会検査費に要する労務の所要量（電工）は、1工事について、P型1級受信機設置施設では3.12人 P型2級受信機設置施設では2.01人とし、分布型感知器が15個を超える部分については、感知器1個当たり0.1人を加算、スポット型感知器が100個を超える部分については、感知器1個当たり0.027人を加算する。

8 支給材料の取扱い

材料を支給する場合は、当該複合単価の材料費を計上しない。

9 公共料金の取扱い

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用に「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。

10 撤去及び処分

(1) 撤去

次に示す撤去工事は、原則として電気設備工事で撤去費を計上する。

ア 躯体を残す場合

躯体のみを残し内装をすべて取り壊す場合の撤去費は、打ち込み配管を除き配管及び配線を含め原則すべての電気設備について、電気設備工事で撤去費を計上する。

イ 躯体を残さない場合

コンクリート躯体ごと解体する場合は、解体工事に支障がない状態にするために必要なもの（盤類、照明器具、電線及びケーブル等）を撤去し、計上する。ただし、次のものはその都度、別途撤去費を計上する。

- (ア) 既存設備との取り合いが必要なもの（分電盤及び端子盤までの配線の切離し撤去等）
- (イ) 有害物質を含むもの等（PCB使用機器：バッテリー、油入変圧器等）

(2) 発生材の処分

ア 発生材の処分については、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書 第3章 5 建設副産物の処理」に基づく処理方法により処分費を計上する。本処分費は、一般管理費等の対象とし、共通仮設費及び現場管理費の対象としない。

イ 有価物（電線及びケーブル等）の処分については、次のように積算する。

発生材に残存価値があり、かつその価値から処分に係わる経費（運搬費、電線被覆の剥ぎ取り経費、被覆材の処分費等）を差し引いても、なお正の価値があると認められる場合はスクラップ控除を行い、設計書に減額計上する。

- (ア) 解体及び改修工事で、解体及び改修部分の面積が5,000㎡を超える工事については、試算を行い、正の価値が出た場合に設計書に計上する。
- (イ) 有価物の試算をする対象電線等のサイズは、原則2mm²（1.6mm）以上とするが、現場及び躯体の状況に合わせて対象サイズを選定する。
- (ウ) 積算は刊行物の単価を使用する。
- ウ 蓄電池（鉛及びアルカリ）の撤去工事は、処分費を計上する。

11 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは次のとおりとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料単価及び市場単価等

積算に用いる基本単価（機器を除く資材単価及び労務単価）は、物価資料に基づく材料価格、材料単価及び仮設材料費とし、市場単価等を採用する場合は、物価資料の安値を採用する。その場合は掲載された価格をそのまま採用する。

(2) 複合単価の作成

ア 見積価格を基本単価として複合単価を作成する場合の端数処理は、次による。

- (ア) 基本単価に、損率や歩掛りを乗じて算出する。
- (イ) 算出した資材及び労務価格等を合算した後、次表のとおり端数処理をして複合単価とする。

(3) 複合単価作成過程での端数処理

複合単価及び専門工事の端数処理は次表による。ただし、下請となる建築工事、機械設備工事については、当該内訳書の金額の端数処理はしない。

複合単価及び専門工事の端数処理【例】

合算金額	端数処理	端数前	処理後
1円未満	小数点第3位を四捨五入	0.684	0.68
		0.685	0.69
1円以上100円未満	1円未満を四捨五入	98.12	98
		98.50	99
100円以上1万円未満	10円未満を四捨五入	123	120
		9,535	9,540
1万円以上10万円未満	100円未満を四捨五入	23,765	23,800
10万円以上	有効3桁とし4桁目を四捨五入とする。	119,320	119,000
		1,135,260	1,140,000

(4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等の採用

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(5) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む。）に基づく単価算定

ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

(6) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし、端数がでないよう数量又は単価を調整する。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

(7) 代価表の端数処理

代価表内訳に用いる複合単価は丸め前のものとする。代価表計の端数処理は(3)に準ずる。

(8) 工事価格の端数処理

ア 工事価格は原則として上から5桁目を切り捨て、一千万円未満（7桁以下）は一万円単位となるよう、共通費の一般管理費等で調整する。

なお、消費税等相当額を加算した請負工事費は端数処理をしない。

イ 設計変更後の請負工事価格の端数処理

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

設計変更後の請負工事価格 = 工事価格（変更後）× 請負比率[※]

※ 請負比率 = 請負工事価格（当初） / 工事価格（当初）

12 電気設備工事【新営工事】 歩掛りに関する補足説明

(1) 単価及び価格等

ア 配管工事

(ア) 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、付属品、雑材料及び配管等の施工上の迂回等を含む。

(イ) ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く。）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。

(ウ) 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。

(エ) 1種金属線ぴの付属品及びボックス類は、別途計上する。

(オ) 金属ダクト及び金属トラフの吊り金具等の支持材は、別途計上する。

(カ) 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を加算する。

イ 配線工事

(ア) 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。

(イ) 2種金属線ぴに收容する配線工事の労務の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。

(ウ) 波付硬質合成樹脂管及び線ぴ類については、導入線を計上しない。

(エ) 低圧ケーブルで、合成樹脂モールド工法等の特別な工法を用いる場合は、ケーブル接続材料を別途計上する。

(オ) 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャ－及び成端箱の材料費及び施工費は、別途

計上する

- (カ) 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-FCPEE) 1 P～3 Pの歩掛りは、積算基準 表E1-1-15の2 C～6 Cの労務の所要量を準用する。
- (キ) ライティングダクトの支持材料及び付属品は、別途計上する。

表 E1-1-15
耐熱ケーブル・警報用ケーブル
(EM-HP、NH-HP、HP、EM-AE、AE)

細目	単位	名称	単位	所要量			備考	
				0.65mm	0.9mm	1.2mm		
耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル	m	電	耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル	m	1.10			
			2C		0.013	0.014	0.015	
			3C		0.014	0.016	0.017	
			4C		0.014	0.017	0.018	
			5C		0.015	0.018	0.019	
			6C		0.015	0.019	0.020	
			7C		0.016	0.020	0.022	
			5 P		0.017	0.022	0.027	
			10 P	人	0.020	0.025	0.031	

ウ 接地工事

接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-29 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-39 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

エ 塗装工事

- (ア) 塗装は材料の表面積を対象とし、塗り回数など重複計上しない。
- (イ) 外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。

オ 機器搬入

- (ア) 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考として算定する。
- (イ) 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器として質量及び容積の算定を行う。

カ 土工事等

根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。

キ コンクリート工事

キュービクル等の機器用基礎は、単価基準 第4編第1章第1節による。

ク 現場打ちマンホール及びハンドホール等

現場打ちマンホール及びハンドホール等の合成単価の作成については、土工事は、単価基準 第4編第1章第7節 表M1-1-71、土工機械運転は、表M1-1-73、ハンドホール等は、単価基準 第4編第1章第4節 枘類により算出する。

ケ 電灯設備工事

- (ア) 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。
- (イ) 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。

コ 電力設備工事

- (ア) 電動機その他結線費

電極結線において、電極本体の取付けのみは、電工0.5（人）とする。

電極本体の取付け（結線含む） 電工0.7人－ 電工電極結線0.2人＝電工0.5（人）

(イ) 動力制御盤

- a 開閉器の定格電流の選定は、トリップ値と同等又は直近上位の値を採用する。ただし、ノントリップ型開閉器はフレーム値を適用する。
- b 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む。）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- c 制御盤に自動又は手動交互運転制御回路がある場合は、当該労務の所要量の150%とする。

サ 雷保護設備

導線の労務の所要量は支持金具の取付けを含み、水平導体及びメッシュ導体の労務の所要量は支持ボルトの取付けを含むが、支持金具及び支持ボルトは必要数を計上する。

シ 受変電設備

(ア) スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。

(イ) 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-21の労務の所要量を補正して適用する。

なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。

(ウ) 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが付属している場合も適用する。

(エ) 高圧機器は1個の労務の所要量を示すため、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

(オ) 地中線路

掘削及び埋戻しは、別途計上する。

ス 通信・情報設備工事

(ア) 構内交換設備

集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。

(イ) 構内情報通信網設備

光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。

(ウ) 情報表示・拡声設備

アナログ子時計が天井吊下形又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。

(エ) 誘導支援設備

a トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

b テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。

セ 火災報知設備

防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁及び排煙口等への接続は、結線費を計上する。

ソ テレビ電波障害防除設備

対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費及び試験調整費等の工事費を算定する。

なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。

13 電気設備工事【改修工事】 歩掛りに関する補足説明

(1) 共通事項

ア 単価の適用

外構関連（接地工事（屋外）、架空線路及び地中線路）及び撤去に関しては、改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。

イ 仮設

高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

ウ 調査

非破壊検査、絶縁油調査及び既設配管及び配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。

エ 結線

(ア) 分電盤及び制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。

(イ) 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。

オ 取外し再取付け

(ア) 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。

(イ) 一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存吊りボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。

(ウ) 主要機器の取外し再取付けを行う場合で、施工後に全体的なシステム調整を要するものは、別途総合試験調整費を計上する。

(2) 仮設備

ア 停電及び設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、仮設備を計上する。

イ 仮設備に使用する仮設材費の単価については、「標準単価積算基準 第1編 2 単価及び価格の算定（2）複合単価 二．仮設材費」に『仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。』と規定されており、原則として損料率を算出して 仮設材費を適切に算定し、労務費を計上するものとする。

ウ 短期間（3か月程度）で同一業者が撤去する場合には、新品の材料で施工するとは限らないため、配管、ボックス類及び幹線ケーブル等の複合単価並びに市場単価及び補正市場単価を70%※に低減して適用しても良い。ただし、転用する事が困難な分岐電線、ケーブル及び合成樹脂管等の材料については、全損扱いとして計上しても良い。

※ 【公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版 第1編 第2章 第14節 仮設備工事 2.14.2仮設備に使用する器材等】で、「電線、配管等の材料は、使用上差支えない程度の電氣的性能、機械的強度を有するものとする。」と規定されており、新品ではなくても良いとされている。よって、材料に対して損耗、転用回数等を考慮した

低減を行って、労務（労務は、図面特記がないかぎり低減等を行わない。）を加算した単価を採用することとした。また、複合単価、市場単価及び補正市場単価にこの率を乗じて算出することで、積算の省力化を目的にしている。

エ 原則として見積等による賃借料をもって仮設材費とするものは次による。

- (ア) 変圧器類
- (イ) 発電機類
- (ウ) 配電盤類
- (エ) 通信・情報機器類
- (オ) その他の仮設備機器

オ 仮設備を運転するに当たって、燃料が必要な場合は別途計上する。

(3) 撤去

撤去及び改修（取外し及び再取付け）に区分して計上する。

ア 撤去

単価基準 第3編 第2章 第1節 表E2-1-2～表E2-1-13に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第3編 第2章 第1節 表E2-1-1に対応する、名称区分ごとの新営工事の労務歩掛りに対する乗率を乗じて算出する。

イ 発生材処理

発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。（有価物処分は10（2）イによる。）

(4) 機器搬出

ア 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器としての質量及び容積の算定を行う。

イ 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。

(5) はつり工事

単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積及び溝はつりの巾×深の各項目の直近上位の値を採用する。

14 見積りの徴収

(1) 一般事項

ア 見積依頼に際しては、仕様書、内訳書、見積条件、図面等必要事項を明記又は添付し、解釈に相違が生じることなく、見積内容が正確に相手方に伝わるようにする。仕様書、内訳書に関しては、「建築工事見積標準書式集〔設備工事編〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参照し、法定福利費の記載に留意する。

イ 見積に当たっては、できるだけ詳細な内訳書の提出を求める。

ウ 標準歩掛りで据付費を算定できない場合も、見積によることができる。その時、試験調整費用等が据付費に含むか否かを明記して見積依頼する。

エ メーカーが提出した見積書を比較する場合に、大幅な価格差のある見積書については、内容をよく調査し、その理由を検討して、必要があれば見積書の再提出を求める。

オ メーカー発注工事の見積は、据付費及び経費の有無を確認する。また、据付費に試験調整費用等が含まれているかを確認する。

(2) 依頼業者の選定方法

- ア 機器価格の見積りは、直接メーカー又はその代理業者を選定する。
- イ 既設機器のオーバーホール等に関わる場合は、既設機器の製造及び販売業者を選定する。
- ウ メーカー発注工事の工事価格見積りは、メーカー又はその代理業者を選定する。
- エ 選定に当たっては、見積の種類、内容、対象項目における業者の技術水準、過去の実績、発注形態、工事規模及び製品の流通経路等を考慮する。

(3) 見積依頼

ア 依頼の方法

「見積依頼書」、「工事積算に関わる見積徴収について」及び「見積依頼先リスト」を作成し、課長決裁を受けた後、見積を依頼する。依頼業者が見積内容を的確に理解できるための必要な資料（仕様書及び図面等）を添付して、各業者に対して公平に依頼する。

イ 見積期間

見積期間は、見積内容及び見積条件を十分理解し、見積りを行うのに必要な期間を設けなければならない。

(4) 依頼の内容

見積りを依頼する内容は、次のとおりとする。

- ア 範囲、期間
- イ 性能、品質、材料、形状、寸法等の仕様、数量
- ウ 特注事項
- エ 納入場所、引渡し条件
- オ 経費の有無
- カ 支給品の品名及び数量、引渡し条件
- キ 主要付属品の内容
- ク 運搬方法、荷姿
- ケ 保証期間、保証条件
- コ 見積有効期間、提出書類及び部数
- サ 使用条件（目的、場所、環境等 特殊な条件で使用する場合）
- シ 製作仕様、外形図、結線図等の参考資料

(5) 見積金額の評価

見積金額の価格を決定する際には、次の事項について注意しなければならない。

- ア 機器本体、付属機器、形式及び寸法等について、設計図及び仕様書の内容に適合したものであるかの確認が必要である。
- イ 機器によっては、特注品と市販品の区別を確認しないと、価格差が大きくなってしまうことがあるので、注意する。
- ウ 類似する最近の工事における実績価格と比較し、その後の経済情勢及び取引市場を考慮して価格の妥当性を確認する。

15 単価の別途設定

R I B C 2 で供給される標準単価及び改修割増単価並びに本積算要領で規定する方法で定めた単価が適当でないと認められる場合については、工事担当課で別途単価を設定することができる。

令和 年 月 日

見 積 依 頼 書

様

横浜市建築局電気設備課長

次のとおり機器、材料等の見積りを依頼します。

見積項目	(例) ○○電話機
見積内容 (仕様等)	別紙のとおり
見積書提出部数	2部
見積提出期限	令和 年 月 日まで
見積提出先	電気設備課担当者
見積条件	1 工事場所 : 横浜市内 2 受渡 : 工事現場での軒先渡し 3 諸経費 : 消費税、諸経費は含めない 4 (試験調整費は別途計上) 5 (据付費は別途計上) 6 機器単価には、法定福利費を含んだ額であることを明記してください。
その他	見積書の宛先は、建築局長

依頼内容について不明な点等がある場合は、次の担当者まで連絡してください。

横浜市建築局電気設備課

担当 ○○ ○○

TEL 045(671)□□□□

FAX 045(664)□□□□

第3 共通費

1 一般事項

(1) 共通費算定に関する数値の取扱い

ア 率による算定

「公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）」（平成28年12月版）（以下「共通費基準」という。）の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

イ 積み上げによる算定

積み上げによる算定は 第2 11 に準ずる。

ウ 一般管理費等

(ア) 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

(イ) 設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するに当たり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

エ 共通費の算定方法（参考）

(ア) 電気設備工事の工事費算出方法（建築工事、機械設備工事の込み工事を含む場合）

費用区分				電気設備工事及び下請け工事（建築、機械）
工事 価格	工事 原価	純 工事 費	直接工事費	直接工事費（電気）＋下請け直接工事費（建築、機械）
			共通仮設費	直接工事費（電気）×共通仮設費率 ＋下請け直接工事費（建築、機械）×各工事の共通仮設費率 ※共通仮設費率は、処分費等を除く直工に対する率
		現場管理費	純工事費（電気）×現場管理費率（電気） ＋下請け純工事費（建築、機械）×各工事の現場管理費率 ※現場管理費率は、処分費等を除く純工に対する率	
	一般管理費等	工事原価（電気）×一般管理費等率（電気）×補正係数 ＋契約保証費等（工事価格が500万円以上の場合）		
工事価格				直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等（端数処理する）
消費税等相当額				工事価格×0.1（端数処理しない）
工事費				工事価格＋消費税等相当額

(イ) 労務費の比率が著しく少ない単独発注工事の工事費算出方法

費用区分				電気設備工事
工事 価格	工事 原価	純 工事 費	直接工事費	直接工事費
			共通仮設費	直接工事費（電気）×共通仮設費率×補正係数
		現場管理費	純工事費（電気）×現場管理費率（電気）×補正係数	
	一般管理費等	工事原価（電気）×一般管理費等率（電気）×補正係数 ＋契約保証費等（工事価格が500万円以上の場合）		
工事価格				直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等（端数処理する）
消費税等相当額				工事価格×0.1（端数処理しない）
工事費				工事価格＋消費税等相当額

オ 備品及び処分費に対する共通費の取扱い

備品、建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

カ リース料等の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等については、共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率は、リース料を含む直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。

(2) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。

なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

(イ) 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

(ウ) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(エ) (ア)～(ウ)の場合において、新営工事か改修工事かを明確に積算区分できない場合は、工事金額の大きい工事の率を適用する。

イ 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(3) 電気設備工事、昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

イ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(4) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。

なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

(イ) 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費

率とする。

なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

イ 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

(6) 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

(7) その他工事を単独で発注する場合の算定

共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

(8) 指定部分及び指定部分工期の取扱い

原則として指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

2 変更契約における共通費の算定

(1) 共通仮設費

共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

(2) 現場管理費

現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

(5) 契約締結後に積算要領が改定されたとき

改定前の積算要領に基づいて設計変更を行う。ただし、著しい物価変動等があり改定前の積算要領に基づくことが適当でないときは、この限りではない。

3 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

ア 共通仮設費率による算定

共通仮設費は、次式により算定する。

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費

共通仮設費率に含まれる内容は、表1-1とし、共通仮設費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表1-1及び別表1-2、昇降機設備工事については別表1-3とする。なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

イ 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、その値をT（工期）として共通仮設費率を算出する

ウ 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

エ その他工事を含めて発注する場合

共通費基準2（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

オ 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準2（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

カ リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

キ 共通仮設費率の留意事項

(ア) 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

a 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）

b 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

(イ) 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

ク 積み上げによる算定

次の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(ア) 準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存敷地内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

(イ) 仮設建築物

a 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用

b 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、管理事務所（監督職員事

務所)、備品等の費用

c 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ウ) 現場施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用準備費

(エ) 環境安全費

安全管理・合図等の要因に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機器警備及び交通誘導警備員に要する費用)

(オ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(カ) 機械器具等

a 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

b 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

(キ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張試験及び超音波探傷試験)を除き、次の試験費を積み上げにより算定する。

a アスベスト粉じん濃度測定

b 分析によるアスベスト含有建材の調査

c 化学物質の濃度測定

d 六価クロム溶出試験

e コンクリートの単位水量測定

f PCB含有シーリング材の調査

g 路床土の支持力比(CBR)試験

h 現場CBR試験

i その他類する各種試験費

(2) その他工事を含めて発注する場合の取扱い

その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

4 現場管理費の算定

(1) 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

ア 現場管理費率による算定

現場管理費は、次式により算出する。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

現場管理費率に含まれる内容は、表-2とし、現場管理費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表2-1及び別表2-2、昇降機設備工事については別表2-3とする。設計図書の特記事項以外は表2の内容すべてが当該現場管理費率に含まれるものとする。

なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

イ 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

- (ア) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
- なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。
- (イ) 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。
- (ウ) その他工事を含めて発注する場合
 共通費基準3（5）の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。
- (エ) 労務費の比率が著しく少ない工事
 共通費基準3（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。
- なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。
- (オ) リース料の取り扱い
 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。
- (カ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正
 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

ウ 積み上げによる算定

次の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

- (ア) 要員等の費用
 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）
- (イ) 昇降機設備工事における工事实績情報（コリンズ）の登録費用
 工事費が2,500万円未満の場合（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）
 『工事实績情報登録費用』＝登録作業費^{※1}＋登録料（税抜き）
 ※1 登録作業費＝特殊作業員1.0人・日
- (2) その他工事を含めて発注する場合
 その他工事の現場管理費は、現場管理費率を2%として算定する。
- (3) 支給材を使用する場合
 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

5 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は表－3の内容と付加利益について、一般管理費等率により算定する。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率} + \text{積み上げによる一般管理費等}$$

一般管理費等率は、当該工事すべての工事原価の合計額を対象額とし、電気設備工事については別表3－1、昇降機設備工事については別表3－2とする。なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事のいずれかを同一工事で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

- (2) 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、次表により、前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乘じるものとする。なお、前払い金の支払割合から補正係数を求め一般管理費率に乘じるものであり、支払限度額の割合に対して適用はしない。

表 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

- (3) 契約保証費について

契約保証費については、工事原価に次表による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

表 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場	0.09
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法2の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

- (4) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用の取扱い

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積り等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

共通仮設費率

別表1-1 新営電気設備工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
算定式			
$K_r = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$			
ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表1-2 改修電気設備工事

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
算定式			
$K_r = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$			
ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表1-3 昇降機設備工事

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式			
$K_r = 7.89 \times P^{-0.1021}$			
ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現場管理費率

※ 純工事費：直接工事費+共通仮設費

別表2-1 新営電気設備工事

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
	算定式		
$J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ <p>ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

別表2-2 改修電気設備工事

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$
	算定式		
$J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ <p>ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

別表2-3 昇降機設備工事

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	
算定式			
$J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ <p>ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（千円）</p> <p>注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

一般管理費等率

別表3-1 電気設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

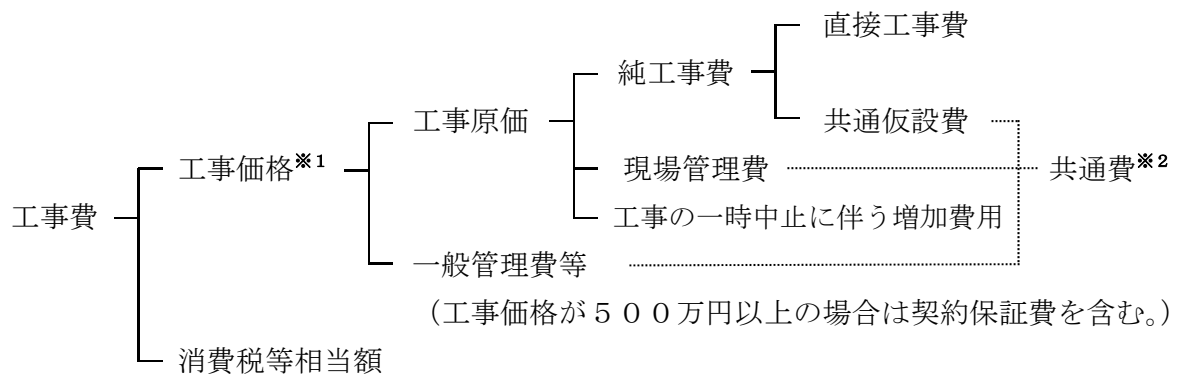
別表3-2 昇降機設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

第4 工事の一時中止

1 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 増加費用の計上箇所
 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等は含まない。



※1 工事価格＝直接工事費＋共通費

※2 共通費＝共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合の運用基準は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（横浜市 平成29年4月）による。

第5 別途算定資料等

1 電気設備工事の単価の算出

設計変更時における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、当初設計の工事費内訳書に対応する種目及び科目がない場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

2 その他の率

歩掛りの「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表5の工種毎の採用率（中間値）とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率(25%)を設定する。

表5 その他の率

工 種	「その他」の率	採用率（中間値）	備 考
配管工事	20～30%	(労)×(25%)	電線管
配線工事	20～30%	(労)×(25%)	電線
接地工事	20～30%	(労)×(25%)	接地端子盤等
塗装工事	18～26%	(材+労+雑)×(22%)	
機器搬入	20～30%	(労、雑)×(25%)	
電灯設備	20～30%	(労)×(25%)	照明器具、配線器具
動力設備	19～27%	(労)×(23%)	制御盤等
雷保護設備	20～30%	(労)×(25%)	避雷針等
受変電設備	19～27%	(労)×(23%)	配電盤類、変圧器、コンデンサ等
電力貯蔵設備	19～27%	(労)×(23%)	電源機器等
架空線路	20～30%	(労)×(25%)	電柱、柱上変圧器、保安開閉器等
地中線路	20～30%	(労)×(25%)	保護管
構内交換設備	19～27%	(労)×(23%)	端子盤、電話機等
情報表示・拡声設備	19～27%	(労)×(23%)	時計、スピーカー、表示器等
誘導支援設備	19～27%	(労)×(23%)	インターホン、トイレ呼出装置等
テレビ共同受信設備	19～27%	(労)×(23%)	テレビアンテナ等
監視カメラ設備	19～27%	(労)×(23%)	カメラ、モニタ、リモートコントロール等
火災報知設備	19～27%	(労)×(23%)	火災受信機等
撤去	20～30%	(労)×(25%)	
機器搬出	20～30%	(労、雑)×(25%)	
はつり工事	20～30%	(労)×(25%)	
建築工事	「建築工事積算要領」による		
機械設備工事	「機械設備工事積算要領」による		

(注)

- 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
- 2 取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

第6 昇降機設備工事

通常、メーカーに発注するエレベーター設備、エスカレーター設備等の工事をいう。

1 新営工事

(1) 一般事項

昇降機設備工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。共通費の算定は、共通費算定表による。

(2) 単価及び価格

ア 昇降機設備工事は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格決定する。

なお、決定に際しては、機械室の有無、定員、停止階、昇降速度、身体障害者付加仕様の有無、監視盤の有無等の仕様及び過去の入札状況等を総合的に考慮する。

イ エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備及びエスカレーター設備を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

2 改修工事

(1) 一般事項

昇降機設備工事の改修工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。共通費の算定は、共通費算定表による。

(2) 単価及び価格

ア 昇降機設備工事の改修工事は、専門工事業者の見積価格等を参考に価格決定するが、改修内容によっては他工事、刊行物の単価・価格及び改修内容に対応する専門工事業者の見積価格等を参考にする。

イ エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備、エスカレーター設備の改修工事を同一の工事にて発注する場合は、見積価格等による各設備の直接工事費の合計金額を基に、決定する。

3 撤去工事

昇降機設備工事の撤去工事は、専門工事業者が施工業者となることから、専門工事業者からの見積価格等を参考にする。

第7 公共建築設備数量積算基準（29年改定）について

参考として主な改定箇所を記載する。詳細は公共建築設備数量積算基準を参照すること。

1 基本事項

- (1) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。

なお、設計数量及び計画数量は、次による。

ア 設計数量とは、設計図書に記載されている台数、組数及び個数並びに設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。

イ 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。

ウ 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。

エ 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、 m^2 、 m^3 、kg及びtとし、機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、か所等の単位とすることができる。

オ 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による

(ア) 端数の処理は、四捨五入とする。

(イ) 長さは、小数点以下第1位とし、面積、体積及び質量は、小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても同様とすることができる。

なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。

2 共通事項

- (1) 機器搬入・搬出第

ア 適用範囲

単体の質量が100kg以上の機器類における搬入・搬出に適用する。

イ 計測の区分

機器搬入・搬出は、質量及び容積により、 $600\text{kg}/\text{m}^3$ 以上の重量品と $600\text{kg}/\text{m}^3$ 未満の容積品に区分する。

- (2) 土工事・地業工事第

ア 適用範囲

地中配管、ハンドホール、柵類、地下タンク等の土工事・地業工事に適用する

イ 計測の区分

土工事は、根切り、埋戻し及び建設発生土処理に区分し、地業工事は、砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業に区分する。

ウ 計測・計算

(ア) 根切り、埋戻し及び建設発生土処理は、計画数量とし、砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業（以下「砂利地業等」という。）は、原則として設計数量とする。

(イ) 土の掘削による土砂量の増加及び締固めによる土砂量の減少はないものとする。

(ウ) 地中配管の根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。また、ハンドホール、柵類、地下タンク等（以下「地中埋設物等」という。）の場合は、根切り面積に根切り深さを乗じた体積とする。

- a 根切り幅は、地中配管の呼び径に、両側の余幅を加えたものとする。
- b 根切り長さ及び根切り面積は、次による。
 - ・ 地中配管の根切り長さは、配管長とする。ただし、ハンドホール又は柵類がある場合は、重複する土工事分の長さを差引いたものとする。
 - ・ 地中埋設物等の根切り面積は、原則として地中埋設物等の底面寸法の各辺に余幅を加えた面積とする。
- (エ) 直掘り工法の余幅は、地中配管の場合、根切り深さが1 m未満では0.2m、1 m以上1.5m未満では0.4mとする。地中埋設物等の場合は、根切り深さが1.5m未満では0.5mとする。
- (オ) 法付け工法の余幅は、作業上のゆとり幅に、法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。

なお、ゆとり幅及び法幅は、次による。

 - a 法付け工法の作業上のゆとり幅は、地中配管においては0.3mとし、地中埋設物等においては0.5mとする。
 - b 法付け工法の法幅は、根切り深さに係数を乗じたものとする。

なお、土質と根切り深さに応じた係数は、適切な統計値によるものとする。指定のない場合の普通土の係数は、根切り深さが1.5m以上5.0m未満の場合は0.3を標準とする。
- (カ) 埋戻しの数量は、根切りの数量から地中配管、根切り基準線以下の地中埋設物等、砂利地業等の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が200以下地中配管の体積は減じないものとする。

3 発生材処理

(1) 計測の区分

発生材は、発生材の種類、積込み方法、処分先及び処分方法ごとに、積込み、運搬及び処分に区分する。

4 直接仮設

(1) エレベーターの養生

既設エレベーターかご内の養生の数量は、かご内壁の対象面積（壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とする。ただし、同一のエレベーターごとの箇所数としてもよい。

5 電気設備工事

(1) 共通工事

ア 配管・配線工事

(ア) 適用範囲

電線類及び電線保護物類に適用する。

※ 電線類：電線・ケーブル類 電線保護物類：配管と表現の変更

(イ) 計測・計算

- a 壁面に取付ける機器等に接続する配管・配線の数量は、壁面までの長さに立上り及び引下げの数量を加えたものとする。

- b ケーブルラック、金属ダクト、金属トラフ、床ピット等に敷設する電線類の数量は、中心線上における長さとする。
- c 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測の対象とする。
- d ケーブルラックの数量は、次による。
 - ・ ケーブルラックは、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
 - ・ 段敷設の場合は、段ごとに形式及び寸法を計測する。
なお、最大幅のものを1段目とする。
- e 電線保護物類のスリーブ工数の数量は、開口寸法、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- f ボンディングの数量
プルボックス及び盤類と接続する電線管のボンディングは、必要に応じ計測する。
なお、計測する場合は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。
- g 低圧ケーブルの端末処理の数量は、原則として計測の対象としない。ただし、モールド工法による直線・分岐接続する箇所は、計測の対象とし、寸法及び仕様ごとの個数とする。
- h 光ファイバケーブルの直線接続及び成端接続の数量は、ケーブルの心数ごとの個数とする。

(2) 接地工事

ア 計測・計算

- (ア) 接地の数量は、接地工事の種類及び接地極の規格・仕様ごとの個数とする
- (イ) 接地極埋設標の数量は、原則として接地極の埋設箇所数とする。

(3) 電力設備工事

ア 機器

(ア) 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。

(イ) 計測・計算

電力貯蔵設備の数量は、次による。

- a 直流電源装置の数量は、整流装置、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収納されている場合は、直流電源装置の個数とする。
- b 交流無停電電源装置の数量は、整流器、インバータ、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、交流無停電電源装置の個数とする。
- c 電力平準化用蓄電装置の数量は、電力平準化用蓄電池、交直変換装置、系統連系保護装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、電力平準化用蓄電装置の個数とする。
- d 発電設備の数量は、次による。
内燃機関の発電装置における発電機、原動機、燃料槽等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。
- e 太陽光発電装置の数量は、太陽電池アレイ、支持架台、パワーコンディショナ等の仕

様ごとに区分する。

f 風力発電装置の数量は、風力発電装置、制御装置等の仕様ごとに区分する。

g 燃料電池発電装置の数量は、発電ユニット、貯湯ユニット、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。

イ 盤類

(ア) 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の盤類及びその取付けに適用する。

ウ 器具類

(ア) 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の盤類及びその取付けに適用する。

(イ) 計測・計算

電極結線の数量は、電極ごとの個数とする。

(4) 通信・情報設備工事

ア 機器

(ア) 計測・計算

監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置、記録装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、簡易形等一体となる場合は、監視制御装置の個数とする。

イ 盤類

(ア) 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の盤類及びその取付けに適用する。

(イ) 計測・計算

火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。ただし、消火栓箱組込み機器収納箱の場合は、機器ごとの個数とする。

ウ 器具類

(ア) 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の器具類及びその取付けに適用する。

(5) 改修工事

ア 撤去・取外し工事

(ア) 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の撤去・取外し工事に適用する。

(イ) 計測の区分

撤去・取外しは、配管・配線、機器、盤類、器具類等に区分する。